

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和2年7月19日 06時20分ごろ
発生場所	熊本県熊本市河内港南西方沖 河内灯台から真方位225°1,400m付近 (概位 北緯32°49.2 東経130°34.2 )
インシデントの概要	漁船優福丸は、航行中、機関室に浸水し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和2年8月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 優福丸、4.3トン KM3-49119、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力421kW、回転数毎 分2,326、6気筒、ボア121.9mm、使用燃料軽油、平成7年 3月16日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、航行中、船長が、船首が異常に浮上していることに気付き、主機を停止して船尾にある機関室を確認したところ、主機の減速逆転機と潤滑油冷却器の間に接続された冷却海水が流れているゴム製ホース（以下「本件ホース」という。）に亀裂が生じて海水が噴出していたのを認めた。</p> <p>船長は、機関室の底部に約10cm溜まった海水を電動ポンプで本船の生け簀にくみ上げ、本件ホースにテープを巻いて補修した後、主機を始動させて本件ホースから海水が漏れないことを確認したものの、自力航行できるか不安があったので僚船に救助を依頼し、本船はえい航された。</p> <p>取扱説明書には、本件ホースの交換を2年又は運転時間4,000時間ごとに行うよう記載されていた。</p> <p>船長は、本件ホースを約2年以上使用していたが、交換した時期を覚えておらず、経年劣化して亀裂を生じたことと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、本件ホースを交換時期が過ぎた状態で使用していたところ、航行中、本件ホースが経年劣化により亀裂を生じたことから、本

	<p>件ホースから海水が噴出して機関室に浸水し、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、本件ホースを交換時期が過ぎた状態で使用していたところ、航行中、本件ホースが経年劣化により亀裂を生じたため、本件ホースから海水が噴出して機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主機の冷却海水ホースは、定期的な点検及び整備を行うとともに、整備記録を付けて適切な時期に交換すること。</li> </ul>